

第 101 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 8 年 3 月 26 日）

第 675 号議案 東予広域都市計画用途地域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、	約 80ha、6/10 以下、4/10 以下、一、一、10m、1.7%
	約 483ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、10.5%
小計	約 563ha、12.2%
第 2 種低層住居専用地域、	約 3.3ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、0.1%
第 1 種中高層住居専用地域、	約 14ha、10/10 以下、5/10 以下、一、一、一、0.3%
	約 509ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、11.1%
小計	約 523ha、11.4%
第 1 種住居地域、	約 939ha、20/10 以下、一、一、一、一、20.5%
第 2 種住居地域、	約 168ha、20/10 以下、一、一、一、一、3.7%
準住居地域、	約 117ha、20/10 以下、一、一、一、一、2.6%
近隣商業地域、	約 76ha、20/10 以下、一、一、一、一、1.7%
	約 24ha、30/10 以下、一、一、一、一、0.5%
小計	約 100ha、2.2%
商業地域、	約 1.4ha、30/10 以下、一、一、一、一、0.1%
	約 259ha、40/10 以下、一、一、一、一、5.6%
小計	約 260ha、5.7%
準工業地域、	約 213ha、20/10 以下、一、一、一、一、4.6%
工業地域、	約 282ha、20/10 以下、一、一、一、一、6.1%
工業専用地域、	約 1,416ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、30.9%
合計、	約 4,584.3ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 676 号議案 東予広域都市計画特別工業地区の決定（小松町決定）

都市計画特別工業地区を次のように決定する。

【種類、面積、備考】

特別工業地区、約 24ha、

- 1 一般住宅の建築を規制。
- 2 図書館、博物館等の建築を規制。
- 3 老人ホーム、身障者福祉ホーム等の建築を規制。
- 4 ボーリング場、スケート場等の建築を規制。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

工業生産活動の効率性を確保するため、一般住宅や医療施設等の建築を規制することによって、住工混在を防止し、適正な土地利用を図るものである。

第 677 号議案 今治広域都市計画用途地域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、	約 78ha、	8/10 以下、	5/10 以下、	—、	—、	10m、	3.9%
第 1 種中高層住居専用地域、	約 302ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	—、	—、	—、	15.2%
第 1 種住居地域、	約 794ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	40.0%
第 2 種住居地域、	約 94ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	4.8%
近隣商業地域、	約 50ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	2.7%
	約 51ha、	30/10 以下、	—、	—、	—、	—、	2.4%
小計	約 101ha、						5.1%
商業地域、	約 100ha、	40/10 以下、	—、	—、	—、	—、	5.0%
	約 17ha、	50/10 以下、	—、	—、	—、	—、	0.9%
小計	約 117ha、						5.9%
準工業地域、	約 346ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	17.4%
工業地域、	約 92ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—、	4.6%
工業専用地域、	約 61ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	—、	—、	—、	3.1%
合計、	約 19,853ha、						100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 678 号議案 今治広域都市計画準防火地域の決定（今治市決定）

都市計画準防火地域を次のように決定する。

【種類、面積、備考】

準防火地域、約 152ha、商業地域及びその周辺

理由書

今治市の準防火地域は、昭和 24 年 10 月に約 75ha を決定して以来、数度の変更を行い、現在中心市街地のうち商業地域、近隣商業地域の一部約 90ha を指定しているところであるが、今回既指定地域に隣接し、今後土地利用の増進及び高度利用が進むものと予想される商業地域全域と近隣商業地域のうち高容積率の地域に対して区域を拡大し、中心市街地における防火効果の向上を図るため、都市計画を変更しようとするものである。

第 679 号議案 松山広域都市計画用途地域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第1種低層住居専用地域、	約 1,263ha、	8/10 以下、	5/10 以下、	一、	一、	10m、	15.8%
第1種中高層住居専用地域、	約 3.7ha、	10/10 以下、	6/10 以下、	一、	一、	一、	0.1%
	約 482ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	一、	一、	一、	6.0%
小計	約 485.7ha、						6.1%
第2種中高層住居専用地域、	約 219ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	一、	一、	一、	2.7%
第1種住居地域、	約 3,079ha、	20/10 以下、	一、	一、	一、	一、	38.5%
第2種住居地域、	約 243ha、	20/10 以下、	一、	一、	一、	一、	3.0%
準住居地域、	約 33ha、	20/10 以下、	一、	一、	一、	一、	0.4%
近隣商業地域、	約 340ha、	20/10 以下、	一、	一、	一、	一、	4.3%
	約 268ha、	30/10 以下、	一、	一、	一、	一、	3.3%
小計	約 6,08ha、						7.6%
商業地域、	約 251ha、	40/10 以下、	一、	一、	一、	一、	3.1%
	約 76ha、	50/10 以下、	一、	一、	一、	一、	1.0%
	約 25ha、	60/10 以下、	一、	一、	一、	一、	0.3%
小計	約 352ha、						4.4%
準工業地域、	約 938ha、	20/10 以下、	一、	一、	一、	一、	11.7%
工業地域、	約 338ha、	20/10 以下、	一、	一、	一、	一、	4.2%
工業専用地域、	約 442ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	一、	一、	一、	5.5%
合計、	約 8,000.7ha、						100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づき用途地域を決定するものである。

第680号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定（津島町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第1種低層住居専用地域、	約 19ha、	8/10 以下、	5/10 以下、	一、	一、	10m、	12.0%
第1種住居地域、	約 60ha、	20/10 以下、	一、	一、	一、	一、	63.3%
近隣商業地域、	約 16ha、	20/10 以下、	一、	一、	一、	一、	9.5%
商業地域、	約 6.1ha、	40/10 以下、	一、	一、	一、	一、	3.8%
準工業地域、	約 18ha、	20/10 以下、	一、	一、	一、	一、	11.4%
合計、	約 119.1ha、						100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

津島町は、現行の用途地域が指定されてから約19年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増

進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第681号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定（御荘町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第1種低層住居専用地域、 約17ha、8/10以下、5/10以下、一、一、10m、6.6%

第1種中高層住居専用地域、約82ha、20/10以下、6/10以下、一、一、一、32.0%

第1種住居地域、 約90ha、20/10以下、一、一、一、一、35.0%

第2種住居地域、 約5.1ha、20/10以下、一、一、一、一、2.0%

近隣商業地域、 約33ha、20/10以下、一、一、一、一、12.8%

商業地域、 約14ha、40/10以下、一、一、一、一、5.4%

準工業地域、 約16ha、20/10以下、一、一、一、一、6.2%

合計、 約257.1ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

御荘町は、現行の用途地域が指定されてから約20年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第682号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定（城辺町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第1種低層住居専用地域、 約17ha、8/10以下、5/10以下、一、一、10m、14.1%

第1種中高層住居専用地域、約21ha、20/10以下、6/10以下、一、一、一、17.4%

第1種住居地域、 約39ha、20/10以下、一、一、一、一、32.3%

第2種住居地域、 約8.3ha、20/10以下、一、一、一、一、6.9%

準住居地域、 約1.5ha、20/10以下、一、一、一、一、1.2%

近隣商業地域、 約19ha、20/10以下、一、一、一、一、15.7%

商業地域、 約15ha、40/10以下、一、一、一、一、12.4%

合計、 約120.8ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

城辺町は、現行の用途地域が指定されてから約20年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 683 号議案 大洲都市計画緑地の変更（愛媛県知事決定）

都市計画緑地中第 1 号肱川緑地を次のように変更する。

【名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

- 1、肱川緑地、大洲市五郎字新畑、字大谷口、字新川、字西枕、字古川、字元屋敷、字慶雲寺外土手、字中塚、字餘ヶ、字田棒、字畑の前、字茨の内、字投端、字茨の内、字岸の下、字上岸の下、字榎畑、字茨の内、字山際、字馬場、字青木、字長楽寺及び字松尾、若宮字キタシブクサ、字シモシブクサ、字ナカツカ及びドテソト、中村字土手外及び字渡場、阿蔵字ナカノムラ、字カメノコウ、字サワタニ及び字ウキシマ、西大洲字中島、大洲字穴門外、字三ノ丸、字本町 1 丁目、字本町 2 丁目、字本町 3 丁目、字高川原、字比地町北、字勘兵衛邸及び字神楽山、田口字イマイデ、柚木字富士、字尾坂、字亀山、字須賀及び字久保、菅田町大竹字丁長及び松尾並びにこれらの区域の地先一級河川肱川河川敷の地内、約 189.0ha、河岸緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

このたび国道 197 号線の改良工事に伴い、この国道が当緑地内を通過することにより支障となるため、やむなく関連する区域約 0.4ha を廃止するとともに、区域界が不明確となっている区域を河川界により明確にし（約 0.4ha 拡大、約 0.5ha 廃止）最上流部の河川区域は、現在鵜飼い乗船場として利用されている美しい景観地のため、今後緑地として整備保全するために約 1.1ha を新たに追加拡大し、全体面積を約 189.0ha に区域変更するものである。

会議録（実質的な質疑なし）

第 102 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 8 年 6 月 3 日）

第 684 号議案 川之江都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

川之江都市計画区域を次のように変更する。

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

次の表に掲げる区域及びこれら区域の地先公有水面のうち、愛媛県川之江都市計画区域を変更する件（昭和 30 年 9 月建設省告示第 1211 号）で指定した区域を除く区域

川之江市、川之江町、妻鳥町、上分町、柴生町、金田町三角寺、金田町金川、金田町半田、金生町下分、金生町山田井（字大下、字平木、字安坂、字通谷、字城ヶ谷、字表、字脇ノ山、字古城、字早苗出、字元谷、字木曾後、字西谷及び字石ノ口に限る）、下川町（字棒賀に限る）、川滝町下山（字椿堂及び字石川に限る）及び川滝町領家（字西之尾、字中通、字原中、字合路及び字古下田に限る）

2 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

理由書

川之江都市計画区域は、川之江町全域が昭和 23 年 9 月に当初指定された。昭和 29 年 11 月に近隣 6 町村と合併して川之江市となったことから、昭和 30 年 9 月に他地区が編入され、現在の都市計画区域となった。その後、昭和 39 年に新産業都市の指定を受け、臨海部の工業地造成を主体とする開発計画が順次実施されてきた。埋立地が既市街地と一体的な土地利用がなされていること、市の基幹産業である製紙業が「手すき和紙」の家内工業から発展し、住工が混在した都市形態であること、近年環境に対する配慮が強く求められてきたことなどから、臨海部を含めた一体の都市としての住環境の整備、基幹産業の振興等良好な都市環境の形成を図る必要があるため、臨海部の既埋立地及び地先公有水面を区域編入するもので、面積約 4,717ha を約 4,815ha にするものである。

第 685 号議案 伊予三島都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

伊予三島都市計画区域を次のように変更する。

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

次の表に掲げる区域及びこれら区域の地先公有水面のうち、都市計画法により都市計画区域を変更する件（昭和 31 年 9 月建設省告示第 1443 号）で指定した区域を除く区域

伊予三島市、上柏町、下柏町、村松町、朝日 1 丁目、朝日 2 丁目、朝日 3 丁目、紙屋町、宮川 1 丁目、宮川 2 丁目、宮川 3 丁目、宮川 4 丁目、中央 1 丁目、中央 2 丁目、中央 3 丁目、中央 4 丁目、中央 5 丁目、金子 1 丁目、金子 2 丁目、金子 3 丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町、富郷町豊坂（字西山、字東山、字中山、字高野山、字芝尾及び字豊受神社境外に限る）及び金砂町小川山（字池ノ尾峯北向（乙 2210 番 1、乙 2210 番 12、乙 2210 番 13、乙 2210 番 14、乙 2210 番 15 及び乙 2210 番 16 に限る）に限る）

2 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

理由書

伊予三島都市計画区域は、三島町全域が昭和 23 年 9 月に当初指定された。昭和 29 年に近隣 6 町村と合

併して伊予三島市となったことから、昭和 31 年に他地区が編入され、現在の都市計画区域となった。その後、昭和 39 年 1 月に新産業都市の指定を受け、臨海部の工業地造成を主体とする開発計画が順次実施されてきた。埋立地が既市街地と一体的な土地利用がなされていること、市の基幹産業である製紙業が「手すき和紙」の家内工業から発展し、住工が混在した都市形態であること、近年環境に対する配慮が強く求められてきたことなどから、臨海部を含めた一体の都市としての住環境の整備、基幹産業の振興等良好な都市環境の形成を図る必要があるため、臨海部の既埋立地及び地先公有水面を区域編入するもので、面積約 4,662ha を約 4,880ha にするものである。

第 686 号議案 川之江都市計画用途地域の決定（川之江市決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、	約 10ha、	8/10 以下、	5/10 以下、	一、	一、	10m、	1.4%
第 1 種中高層住居専用地域、	約 29ha、	15/10 以下、	6/10 以下、	一、	一、	—	4.1%
	約 110ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	一、	一、	—	15.7%
小計	約 139ha、						19.8%
第 2 種中高層住居専用地域、	約 5.3ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	一、	一、	—	0.8%
第 1 種住居地域、	約 166ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—	23.7%
第 2 種住居地域、	約 39ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—	5.6%
近隣商業地域、	約 43ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—	6.1%
商業地域、	約 3.1ha、	30/10 以下、	—、	—、	—、	—	0.4%
	約 32ha、	40/10 以下、	—、	—、	—、	—	4.6%
小計	約 35.1ha、						5.0%
準工業地域、	約 86ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—	12.3%
工業地域、	約 112ha、	20/10 以下、	—、	—、	—、	—	16.0%
工業専用地域、	約 65ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	—、	—、	—	9.3%
合計、	約 700.4ha、						100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

川之江市は、現行の用途地域が指定されてから約 20 年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 687 号議案 伊予三島都市計画用途地域の決定（伊予三島市決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、	約 36ha、	8/10 以下、	5/10 以下、	一、	一、	10m、	4.3%
第 1 種中高層住居専用地域、	約 101ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	一、	一、	—	11.9%

第2種中高層住居専用地域、	約 18ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、2.1%
第1種住居地域、	約 186ha、20/10 以下、一、一、一、一、22.0%
第2種住居地域、	約 64ha、20/10 以下、一、一、一、一、7.6%
準住居地域、	約 47ha、20/10 以下、一、一、一、一、5.6%
近隣商業地域、	約 25ha、20/10 以下、一、一、一、一、3.0%
商業地域、	約 30ha、40/10 以下、一、一、一、一、3.6%
準工業地域、	約 115ha、20/10 以下、一、一、一、一、13.6%
工業地域、	約 70ha、20/10 以下、一、一、一、一、8.3%
工業専用地域、	約 152ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、18.0%
合計、	約 844ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

伊予三島市は、現行の用途地域が指定されてから約 20 年が経過し、その後の社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 688 号議案 川之江都市計画臨港地区の変更(愛媛県知事決定)

都市計画川之江臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、備考】

川之江臨港地区、約 91ha、

1 予定分区の名称及び面積、

商港区、5.8 ha、

工業港区、71.1ha、

漁港区 3.3 ha、

修景厚生港区、3.3ha、

無分区、7.2ha、

2 分区の規制内容を定めている条例名、別添「愛媛県管理港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」に定めるとおり

3 規制内容の概要、上記条例第 3 条のとおり

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

三島・川之江港は、川之江市と伊予三島市にわたり位置する重要港湾で、地域の基幹産業である製紙産業の基地として、また愛媛県東部の流通拠点港湾として重要な役割を果たしている。川之江臨港地区は、この三島川之江港の背後地にあつて港湾運営と都市的な土地利用との調和を図るため、昭和 40 年 3 月に決定し、その後 2 度の変更を経て現在に至っている。今回は、昭和 50 年 11 月の臨港地区変更後に、昭和 53 年 6 月改訂の港湾計画に基づく港湾施設整備及び土地造成の進捗、昭和 56 年 6 月の港湾区域拡張等、港湾環境が大きく変化していることから区域の見直しを行い、三島川之江港の機能向上と円滑な管理運営を図ろうとするものである。

第 689 号議案 伊予三島都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画伊予三島臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、備考】

伊予三島臨港地区、約 126ha、

1 予定分区の名称及び面積、

商港区、13.5ha、

特殊物資港区、5.6ha、

工業港区、94.8ha、

保安港区、1.3ha、

修景厚生港区、5.3ha、

無分区、5.9ha、

2 分区の規制内容を定めている条例名、別添「愛媛県管理港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」に定めるとおり

3 規制内容の概要、上記条例第 3 条のとおり

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

三島・川之江港は、伊予三島市と川之江市にわたり位置する重要港湾で、地域の基幹産業である製紙産業の基地として、また愛媛県東部の流通拠点港湾として重要な役割を果たしている。伊予三島臨港地区は、この三島川之江港の背後地にあつて港湾運営と都市的な土地利用との調和を図るため、昭和 40 年 3 月に決定し、その後 2 度の変更を経て現在に至っている。今回は、昭和 50 年 11 月の臨港地区変更後に、昭和 53 年 6 月改訂の港湾計画に基づく港湾施設整備及び土地造成の進捗、昭和 56 年 6 月の港湾区域拡張等、港湾環境が大きく変化していることから区域の見直しを行い、三島川之江港の機能向上と円滑な管理運営を図ろうとするものである。

第 690 号議案 大洲都市計画用途地域の決定（大洲市決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 69ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、19.8%

第 2 種中高層住居専用地域、約 20ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、5.7%

第 1 種住居地域、 約 130ha、20/10 以下、一、一、一、一、37.2%

近隣商業地域、 約 24ha、20/10 以下、一、一、一、一、6.9%

商業地域、 約 36ha、40/10 以下、一、一、一、一、10.3%

準工業地域、 約 40ha、20/10 以下、一、一、一、一、11.5%

工業地域、 約 30ha、20/10 以下、一、一、一、一、8.6%

合計、 約 349ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

大洲市は、現行の用途地域が指定されてから約 20 年、前回変更から約 9 年が経過し、その後の社会経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・

工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第691号議案 三瓶都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

三瓶都市計画区域を次のように変更する。

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

次の表に掲げる区域及びこれら区域の地先公有水面のうち、都市計画に関する件（昭和44年5月建設省告示第2251号）で指定した区域を除く区域

西宇和郡三瓶町

大字 朝立、字龍王崎、字穴之口、字具々院、字畑岡、字塩田、字塩浜、字中ノ森、字宮ノ下、字宮崎、字八百田、字川筋、字櫓ノ下、字的場、字台、字岡市、字火打岩、字燧石、字寺ノ脇、字草早、字城、字城山、字下屋敷、字屋敷、字相松、字樋ノ口、字小又、字滝ノ下、字門口、字藤畔、字日吉崎、字向山、字中田（2番耕地731番地の1、738番地から742番地まで、743番地5、747番地、749番地、750番地の1、751番地の1、752番地、753番地、754番地の1、755番地の1、3番耕地1番地1、2番地2、5番地1、5番地2、6番地1、7番地1、7番地2、7番地4、8番地1、15番地1、16番地、17番地1、4番耕地129番地、130番地、134番地、137番地、140番地、141番地から144番地まで、8番耕地268番地、269番地1、270番地1、270番地3、271番地1及び272番地1に限る）、字興畑（2番耕地587番地1から587番地4まで、726番地、727番地1、730番地1、732番地、733番地、734番地1、734番地3、736番地、737番地1、737番地3、745番地、746番地3、748番地2、8番耕地140番地、141番地、142番地1及び142番地2に限る）、字詠山（4番耕地148番地1、161番地1から161番地7まで、186番地1、187番地、203番地及び8番耕地469番地に限る）、字谷門（2番耕地559番地1、560番地、561番地、562番地1、562番地1、562番地2、563番地1、564番地1から564番地4まで、565番地、566番地、567番地1、567番地2、589番地、590番地、591番地1、591番地2、592番地1、595番地3、596番地、603番地、605番地3、8番耕地121番地、122番地1、122番地3及び122番地4に限る）、字厚朴（4番耕地204番地、209番地、210番地、212番地1、212番地3、213番地1、214番地から216番地2まで、218番地から221番地まで、223番地から224番地まで、226番地から232番地まで、5番耕地11番地、12番地、13番地、14番地、16番地、18番地から29番地まで、31番地から34番地まで、36番地1、36番地2、6番耕地27番地、28番地1から29番地1まで、30番地2、31番地1から34番地まで、37番地1、38番地、40番地から42番地3まで、44番地から51番地まで、129番地1及び129番地2に限る）、字朴（8番耕地496番地、497番地、703番地1、703番地2、703番地4、703番地5、703番地6及び703番地15から703番地17までに限る）、字古神田（2番耕地480番地1、480番地4、490番地1、490番地3、490番地4、491番地2、492番地1から497番地3まで、500番地1、8番耕地133番地1及び133番地2に限る）、字寺ノ上（2番耕地227番地、233番地、257番地から260番地まで、8番耕地63番地1、63番地2、65番地から67番地まで、68番地1、69番地1、69番地3、70番地1、71番地3及び72番地1に限る）、字山口（1番耕地242番地、244番地1から245番地まで、249番地1から250番地まで、252番地から256番地3まで、258

番地、259番地、262番地、264番地、265番地1から266番地まで、2番耕地321番地から322番地2まで及び331番地に限る)、字上ノ山(1番耕地136番地1、136番地2、141番地1から141番地3まで、141番地5、142番地6から142番地8まで、142番地10、142番地12、142番地13、142番地15及び173番地1から174番地まで、8番耕地46番地から48番地3まで、49番地1、49番地3、50番地1から50番地3まで、50番地5から50番地8まで、50番地10から50番地14まで及び50番地16に限る)、字尻谷(1番耕地153番地から154番地4まで、154番地6、158番地1から159番地まで、162番地から166番地まで、169番地1から170番地まで、8番耕地2番地2、2番地3及び4番地6に限る)、字永井(1番耕地3番地4、3番地8、4番地1から4番地3まで、4番地5、4番地6、5番地1、5番地3、6番地1、7番地1、8番地1、9番地2、9番地3、9番地5から9番地7まで、10番地4、11番地1から11番地4まで、11番地7、11番地8、12番地から13番地3まで、13番地5、13番地6、14番地、15番地、546番地1から546番地4まで、546番地11、546番地12、546番地14、8番耕地1番地2、1番地4から1番地8まで、1番地9、1番地11から1番地15まで、1番地17、1番地24、1番地25、1番地27、1番地28、1番地35、1番地37、1番地38、1番地40、1番地41、1番地44から1番地51まで、1番地69、1番地70、1番地77、1番地78、1番地81、1番地82、1番地87、1番地88、1番地91、1番地96、1番地100、1番地102、1番地104、1番地107、1番地114、1番地115、1番地123、1番地127、1番地140から1番地145まで、1番地148、1番地149、1番地151、1番地155、1番地167から1番地179まで、1番地188及び1番地189に限る)、字森ノウネ(8番耕地845番地6、845番地16、846番地1から849番地4まで、851番地1、851番地3から851番地7まで、851番地9、852番地1から852番地5まで、852番地9及び853番地2に限る)、字天神畑(7番耕地61番地1、61番地2、62番地、86番地から90番地1まで、93番地1、93番地2、96番地1から96番地3まで、98番地、126番地1、136番地、164番地及び190番地に限る)、字客(6番耕地155番地1、156番地1、156番地3、157番地、159番地1、160番地1、160番地3、161番地1、215番地1、215番地2、215番地4、216番地、217番地1、228番地1、230番地1、230番地2、231番地1、231番地3、233番地から234番地3まで、236番地2、296番地、297番地1から297番地3まで、298番地1から301番地まで、303番地2、304番地1、323番地、324番地、326番地から332番地まで、334番地2、335番地1、335番地2、337番地、338番地、339番地1、340番地から342番地まで、345番地1、345番地2、346番地、7番耕地3番地、4番地、7番地1から9番地1まで、9番地3、9番地4、12番地から14番地まで、24番地1、24番地3、24番地4、8番耕地705番地1、705番地2、707番地から708番地3まで、782番地1、783番地、784番地1、784番地2、784番地4から784番地7まで、785番地1及び785番地3に限る)、字引地(2番耕地290番地、294番地1、294番地4、294番地5、294番地10、295番地1から298番地1まで、299番地1、328番地、329番地1及び329番地2に限る)、字空久保(4番耕地235番地から237番地まで及び5番耕地10番地に限る)、字弓場谷(8番耕地54番地1、55番地1、58番地4、59番地3、60番地2、60番地3、61番地2、61番地3及び62番地1から62番地3までに限る)、字大地谷(8番耕地782番地2及び782番地3に限る)、字樋之裡(4番耕地131番地、136番地、138番地、8番耕地451番地、452番地及び455番地に限る)、字平見(2番耕地588番地、8番耕地143番地から146番地2まで、147番地

2及び153番地1に限る)、及び字谷川(8番耕地789番地1、790番地及び791番地に限る)
大字 津布理、字汐留、字日の地、字脇ノ前、字汐入、字道ノ下、字中ノ町、字前田、字大本、字正勺、字
日ノ本、字オモダ、字カジヤノマエ、字大黒、字石崎、字宮田、字広畑、字新屋敷、字寺ノ
下、字ホフ、字八百田、字宮ノ下、字宮内、字芝刈、字谷(404番地の1、406番地の1、
407番地の1、408番地の1、410番地、411番地、413番地、414番地、415番地1419
番地、420番地、422番地、423番地1、424番地2、427番地1から434番地2まで、453
番地1から453番地3まで、455番地から457番地まで、460番地、462番地2、464番地
1、465番地1から469番地3まで、469番地6から469番地9まで、471番地1、471番
地2、472番地、473番地2、474番地1から474番地6まで、475番地1、475番地3、
477番地1、478番地、479番地1、480番地1、481番地、482番地1、483番地1、483
番地2、483番地4、484番地3、486番地1、488番地、489番地2、490番地、492番地
1から494番地1まで、495番地1、495番地2、495番地6、495番地8、497番地、500
番地、501番地1、502番地2、502番地3、504番地から509番地2まで、511番地、515
番地1、515番地2、515番地7、516番地1、517番地1から518番地1まで、519番地、
521番地1から524番地1まで、525番地1、531番地から536番地まで、540番地1から
540番地7まで、541番地1、541番地3、541番地7、543番地から545番地1まで、546
番地1、547番地1から547番地4まで、547番地7、548番地1、555番地1、555番地2、
555番地5から555番地7まで、556番地1、556番地3、556番地6、557番地2、558
番地1、558番地2、559番地3、559番地4、561番地1から565番地まで、569番地、
571番地、664番地2、670番地1、673番地1、673番地3、674番地、678番地4、678
番地5、679番地1、680番地1、681番地、684番地、686番地1、686番地2、687番地、
689番地1、689番地2、689番地5から689番地11まで、691番地から693番地まで及
び3736番地に限る)、字久勝寺(195番地、196番地、198番地、200番地1から202番
地まで、204番地、205番地1、205番地2、206番地1、206番地3、208番地、210番地、
211番地、213番地、435番地1、435番地2、436番地、438番地、440番地から447番
地2まで、449番地、450番地1、450番地2、454番地1、454番地3、459番地、461番
地、710番地1から710番地4まで、711番地、712番地、724番地1、725番地1、725
番地2、726番地2、728番地1、729番地1、730番地、731番地及び734番地1から743
番地までに限る)、字松ノ木(175番地から181番地まで、184番地、185番地、187番地、
188番地1、190番地2、191番地から194番地まで、713番地から715番地まで、745番
地、746番地1、748番地1から749番地3まで、750番地から752番地まで、755番地、
758番地1、759番地1、759番地3、760番地から766番地まで、769番地1、769番地3、
770番地1から776番地まで、780番地1、781番地3、884番地1、884番地4、884番地
5、885番地、886番地1、887番地1から891番地2まで、891番地4、892番地1から
892番地3まで、895番地1、895番地から905番地まで、931番地から945番地まで、947
番地から951番地まで、955番地、3733番地及び3737番地に限る)、字ミノコシ(1548
番地2、1610番地、1612番地、1614番地、1616番地から1618番地まで、1623番地、1624
番地2、1626番地、1651番地2、1652番地1、1655番地、1656番地、1659番地、1660
番地、1663番地2、1663番地3、1691番地1、1694番地2、1694番地3、1694番地4
及び1695番地に限る)、字池ノ内(1739番地1、1771番地1、1772番地2、1773番地1、

1775 番地 1、1790 番地 1、1792 番地 1、1793 番地 1、2739 番地から 2744 番地まで、2747 番地 1、2747 番地 3、2748 番地から 2754 番地まで、2756 番地から 2760 番地まで、2773 番地、2775 番地 2、2776 番地及び 2777 番地に限る)、字正田 (2889 番地に限る)、字岸ノ上 (2919 番地 1、2929 番地、2932 番地及び 2971 番地から 2973 番地までに限る)、字正ヶ市 (2833 番地、2835 番地、2836 番地 1、2836 番地 2、2837 番地、2839 番地から 2841 番地まで、2842 番地 1 から 2842 番地 3 まで、2843 番地、2845 番地 1、2846 番地 1、2846 番地 3、2846 番地 4、2848 番地から 2850 番地まで、2855 番地、2958 番地 1 から 2958 番地 3 まで、2960 番地及び 3002 番地に限る)、字堂ヶ坂 (3221 番地 1、3221 番地 2、3222 番地 1 から 3223 番地 1 まで、3224 番地、3227 番地、3229 番地、3230 番地 1、3231 番地 1 及び 3231 番地 3 から 3231 番地 6 までに限る)、字岸ノ下 (2804 番地から 2807 番地まで、2809 番地から 2822 番地まで、2823 番地 1、2823 番地 5 から 2823 番地 7 まで、2824 番地、2825 番地及び 2827 番地から 2832 番地までに限る)、字神ヶ谷 (3067 番地から 3071 番地まで、3073 番地 1、3074 番地、3076 番地から 3079 番地まで、3081 番地、3082 番地、3085 番地、3086 番地、3088 番地、3089 番地 2、3128 番地 1、3128 番地 3、3129 番地、3132 番地 1、31334 番地、3137 番地、3208 番地、3209 番地、3211 番地、3213 番地、3214 番地、3217 番地 2、3218 番地、3220 番地、3239 番地、3241 番地 1 から 3241 番地 3 まで、3746 番地 1 及び 3746 番地 2 に限る)、字祝谷 (3443 番地、3458 番地 1、3458 番地 5 から 3458 番地 24 まで、3459 番地 1、3459 番地 2、3460 番地 1、3460 番地 3、3540 番地 1、3540 番地 2、3545 番地 1、3546 番地 1 から 3546 番地 5 まで、3547 番地、3548 番地 1、3548 番地 2、3550 番地、3551 番地 1、3551 番地 2、3557 番地 1、3558 番地から 3561 番地まで、3572 番地 1 から 3573 番地 1 まで、3587 番地 1 から 3588 番地 2 まで、3589 番地、3590 番地、3592 番地から 3594 番地まで、3596 番地、3601 番地、3602 番地、3640 番地 2、3655 番地、3657 番地、3659 番地、3660 番地 1、3660 番地 2、3661 番地、3662 番地、3667 番地 2 から 3668 番地 3 まで、3669 番地 1、3670 番地 2 から 3672 番地 2 まで、3673 番地 2、3673 番地 3、3674 番地 1、3675 番地 1 から 3675 番地 3 まで、3675 番地 5 から 3675 番地 7 まで、3675 番地 9 から 3675 番地 15 まで、3676 番地、3678 番地 1、3678 番地 2、3680 番地、3682 番地、3684 番地から 3688 番地まで、3691 番地、3692 番地、3695 番地及び 3696 番地に限る)、字井出口 (1536 番地から 1537 番地まで、1539 番地 2、1541 番地、1542 番地 3 及び 1545 番地までに限る) 及び字永坂 (1052 番地 1、1053 番地、1054 番地 1、1055 番地から 1057 番地まで、1060 番地、1061 番地、1062 番地 1、1063 番地から 1065 番地まで、1067 番地、1068 番地、1078 番地 1、1079 番地 1、1080 番地 1、1082 番地 1、1083 番地、1084 番地、1086 番地 1、1087 番地から 1091 番地まで及び 1093 番地から 1096 番地までに限る)

大字 安土、字栄浜、字長田、字御手洗 (96 番地、98 番地 1、98 番地 2、98 番地 6 から 98 番地 8 まで、98 番地 10 から 98 番地 12 まで、98 番地 15 から 98 番地 20 まで、99 番地 1、99 番地 4、99 番地 5、100 番地、101 番地 1、101 番地 3、101 番地 9、101 番地 23 から 101 番地 31 まで、102 番地 1 から 103 番地 1 まで、103 番地 3、103 番地 4、133 番地 1 から 134 番地 1 まで、149 番地 1、149 番地 2、160 番地 1、162 番地、163 番地 1、163 番地 2、164 番地、165 番地 1、167 番地、168 番地 1、168 番地 2、169 番地 1、169 番地 4、169 番地 5 から 169 番地 7 まで、526 番地 1、535 番地 1 及び 535 番地 2 に限る)、字西ヶ坂 (170 番地 1、170 番

地 2、170 番地 4、170 番地 5、171 番地 1 から 171 番地 3 まで、173 番地 1、173 番地 2、180 番地から 182 番地まで、207 番地、209 番地から 212 番地まで、236 番地から 240 番地まで、242 番地から 245 番地まで、246 番地 1 から 246 番地 3 まで、247 番地 1 及び 274 番地 4 に限る) 及び字笠松 (405 番地 1、405 番地 5 から 405 番地 8 まで、406 番地から 408 番地まで、410 番地、422 番地 1、423 番地から 429 番地まで、430 番地 1、430 番地 3 から 430 番地 5 まで、431 番地から 437 番地まで、438 番地 1、439 番地 1、439 番地 2、440 番地から 446 番地まで、448 番地、449 番地及び 453 番地から 470 番地 6 までに限る)

大字 有網代、字中ノ浦 (1 番地 1、1 番地 3、2 番地、3 番地、4 番地 1、4 番地 2、5 番地 1、5 番地 3、5 番地 4、6 番地 1、7 番地 3、8 番地 1、8 番地 3、9 番地 1、9 番地 2、11 番地及び 12 番地 2 に限る) 及び字殿浦 (22 番地 4、22 番地 5、22 番地 7、22 番地 8、28 番地、29 番地、30 番地 1、31 番地から 34 番地 1 まで、48 番地 4、48 番地 5、55 番地から 57 番地まで、58 番地 1、58 番地 4、59 番地、60 番地、61 番地、62 番地 1、62 番地 3 から 72 番地まで、73 番地 2、75 番地から 77 番地まで、78 番地 1、78 番地 3、79 番地、79 番地 1、80 番地 2、80 番地 4、81 番地から 84 番地まで、84 番地 3、85 番地 2、86 番地 5、87 番地 1、87 番地 2、88 番地 1、89 番地 1、89 番地 2、90 番地、91 番地 1 から 91 番地 4 まで、92 番地 1、92 番地 2、93 番地 1 から 93 番地 3 まで、95 番地、96 番地、97 番地、134 番地、135 番地 1、135 番地 2、136 番地 1、136 番地 2、139 番地、140 番地 1、141 番地 1 から 141 番地 5 まで、141 番地 8 から 141 番地 12 まで、142 番地 1 から 142 番地 4 まで、142 番地 16、143 番地 2 から 143 番地 7 まで、143 番地 10、143 番地 11、143 番地 13、144 番地、145 番地 1 から 145 番地 6 まで、146 番地 1、146 番地 2、146 番地 4 から 146 番地 6 まで、147 番地、148 番地、150 番地から 152 番地まで、370 番地、371 番地、373 番地 3 から 373 番地 12 まで、373 番地 14、373 番地 17、373 番地 24、373 番地 26、373 番地 29、373 番地 30、373 番地 32、373 番地 33、373 番地 35、374 番地 1、374 番地 3 から 374 番地 5 まで、374 番地 7、374 番地 8、374 番地 12、374 番地 17、374 番地 32、374 番地 33、375 番地 1、375 番地 3 から 375 番地 8 まで、375 番地 10 から 375 番地 17 まで、376 番地 1、376 番地 9 から 376 番地 10 まで、376 番地 13、377 番地 1 から 377 番地 5 まで及び 377 番地 7 から 377 番地 9 までに限る)

大字 垣生、字イワサキ (甲 1414 番地 2、乙 542 番地 1、乙 542 番地 2 及び乙 543 番地から乙 546 番地までに限る) 及び字ムカイ (乙 551 番地 1、乙 551 番地乙 551 番地 4、乙 551 番地 7、乙 551 番地 12 から乙 551 番地 15、乙 551 番地 12 から乙 551 番地 15 まで、乙 551 番地 18 から乙 551 番地 20、乙 551 番地 22、乙 551 番地 23、乙 551 番地 26、乙 551 番地 30、乙 551 番地 35、乙 551 番地 39 及び乙 551 番地 41 に限る)

2 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

理由書

三瓶都市計画区域は、当初昭和 26 年に三瓶町の一部が指定され、その後、町勢に応じて変更がなされ、昭和 44 年に現在の都市計画区域となっている。その後、農水産加工施設等の用地確保を目的とした公有水面埋立が実施されており、これら区域は、既市街地に隣接しており、相互の都市活動に密接な関連があることから、一体の都市としての住環境の整備、基幹産業の振興等良好な都市環境の形成を図る必要があるため、臨海部の既埋立地及び地先公有水面を区域編入するもので、面積約 170ha を約 172.6ha にするものである。

第 692 号議案 三瓶都市計画用途地域の決定（三瓶町決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 17ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、15.0%

第 1 種中高層住居専用地域、約 2.7ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、2.3%

第 1 種住居地域、 約 51ha、20/10 以下、一、一、一、一、44.9%

近隣商業地域、 約 11ha、20/10 以下、一、一、一、一、9.7%

商業地域、 約 6.0ha、40/10 以下、一、一、一、一、5.2%

準工業地域、 約 26ha、20/10 以下、一、一、一、一、22.9%

合計、 約 113.7ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

三瓶町は、現行の用途地域が指定されてから約 17 年が経過し、その後の社会経済情勢の変化に伴い、土地利用の現況と指定用途地域の不整合が生じている。そこで、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進等、適正な都市環境を保ちながら、計画的な土地利用を実現するために見直し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）に基づき用途地域を決定しようとするものである。

第 693 号議案 川之江都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 3,3,3 号新田公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

近隣公園、3,3,3、新田公園、川之江市柴生町字山瀬、新田尾、新田、大山林、南山、成ル上、約 6.8ha、園路広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年増大するスポーツ・レクリエーション需要に対応するとともに、健康増進と福祉の向上、あわせて良好な都市環境を形成するため、近隣公園を追加して整備するものである。

第 694 号議案 菊間都市計画公園の決定（愛媛県知事決定）

都市計画公園を次のように決定する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、4,4,1、瓦のふるさと公園、越智郡菊間町浜及び長坂地内、約 5.4ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年、生活にうるおいと安らぎを求める傾向が一段と強まっており、余暇活動についての意識の変化や高齢化社会への移行に伴い人々の身近なところに、気軽に利用できる快適な憩いの場やふれあいの場を求める声が高まりつつある。このことにより、菊間町では、「活力とうるおいのある ふるさと菊間づくり」を基本理念に、新しい居住環境の整備や、地域社会づくりに積極的に取り組んでおり、本公園は、このような地域づくり推進事業の一環として行うもので、菊間町の伝統産業である瓦を生かした「瓦からの町づくり」を図ると共に、地

域住民の様々な出会いの場や憩いの場づくりとして、「瓦のふるさと公園」を都市計画決定するものである。

第 695 号議案 広見都市計画公園の決定（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 5,5,1 号鬼北総合公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,1、鬼北総合公園、北宇和郡広見町大字永野市、約 13.8ha、園路及び広場、修景施設、
休養施設、便益施設、運動施設、遊戯施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当公園は、鬼北地域の中心となる総合公園であり、レクリエーション・スポーツ・コミュニティの拠点として、地域の人々の和と活力を生み出すことを目的としています。近年、週休 2 日制の実施に伴い余暇をスポーツやレクリエーションで過ごす人口が増加し、社会教育によるレク・スポーツの普及も行われ、当公園にテニスコート・レクスポーツコートの整備が強く要望されています。また、当公園は、国道 320 号、県道広見三間宇和島線が交差するところにあり、鬼北地区（広見・三間・松野・日吉）から人が集まり、公共交通機関から離れていることもあり、利用者のほとんどが自家用車を利用することが予想され、十分な駐車場が必要となります。今回、テニスコート・ニュースポーツコート・駐車場等を整備するため、公園区域を約 2 ヘクタール変更追加し、整備拡充を図るものであります。

会議録（質疑なし）

第 103 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 8 年 10 月 4 日）

第 696 号議案 宇和都市計画道路の変更（知事決定）

1 都市計画道路に 1,4,1 号宇和島宇和線ほか 1 路線を次のように追加する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

自動車専用道路、1,4,1、宇和島宇和線、三間町大字曾根、宇和町大字明石字下中沢、（吉田町）、約 10,900m
内訳、三間町大字曾根、三間町大字成家、約 550m、嵩上式、20.5m

三間町大字則、三間町大字則、約 1,380m、嵩上式、20.5m

吉田町大字立間字ツカノクチ、宇和町大字下川字コンツ、約 2,040m、地下式、(8.50×2) m

宇和町大字下川字上屋敷、宇和町大字皆田字井手ノ元、約 580m、嵩上式、19.5～20.5m

宇和町大字皆田字神子ヶ谷、宇和町大字稲生字沢向、約 410m、掘割式、20.5m

宇和町大字稲生字上ノ屋敷、宇和町大字明石字下中沢、約 680m、嵩上式、20.5m

約 5,350m、地表式、(9.25×2) ～20.5m

なお、宇和町大字稲生地内に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。

宇和町大字稲生地内で四国横断点自動車道に接続

終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口

幹線道路、3,4,1、一ノ瀬下宇和線、宇和町大字卯之町 4 丁目、宇和町大字稲生字下澤、（卯之町 5 丁目）、
約 1,280m、地表式、17.0m、幹線道路と平面交差 2 箇所、自動車専用道路と平面交差

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2 都市計画道路中 (1)・小・5 号田之筋線を 3,4,2 号田之筋線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線道路、3,4,2、田之筋線、宇和町大字卯之町 4 丁目、宇和町大字明石字長ウ子、（卯之町 5 丁目）、
約 510m、地表式、12.0m、幹線道路と平面交差 1 箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

南予地域においては、近年の交通量の増加と広域交通需要に対応するため、規格の高い道路整備が要求されている。このような状況のもと、四国横断点自動車道と連携する自動車専用道路（高規格道路）及びこれと一体的に機能する町の幹線道路網を検討し、本案のとおり追加しようとするものである。また、宇和都市計画道路 1,4,1 号宇和島宇和線が周辺環境に与える影響については、以下の通りであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

南予レクリエーション都市計画道路 1,4,2 号宇和島宇和線が環境に与える影響について

宇和都市計画道路 1,4,1 号宇和島宇和線が環境に与える影響について

1 調査の結果

(1) 大気汚染

調査区域の大気汚染の現況を把握するために、宇和島市光満、三間町務田、宇和町皆田において現地調査を実施した。測定結果を以下に示す。なお、調査区域周辺には、大気汚染常時監視測定局はない。[単位;ppm]

【番号、測定場所、測定期間、期間平均値（二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)）】

- 1、宇和島市光満、 秋：H7.11.6~11.12、0.008、0.3
冬：H8.2.4~2.10、0.009、0.4
春：H8.5.11~5.17、0.009、0.3
夏：H8.7.22~7.28、0.003、0.2
四季平均値、0.007、0.3
- 2、三間町務田、 春：H4.4.20~4.26、0.004、0.3
夏：H4.7.8~7.14、0.003、0.2
秋：H4.9.24~9.30、0.003、0.2
冬：H4.12.11~12.17、0.003、0.3
四季平均値、0.003、0.3
- 3、宇和町皆田、 秋：H7.11.6~11.12、0.007、0.4
冬：H8.2.4~2.10、0.008、0.4
春：H8.5.11~5.17、0.008、0.4
夏：H8.7.22~7.28、0.004、0.2
四季平均値、0.007、0.4

(2) 水質汚濁

サービスエリア、パーキングエリア等の施設計画がない。また、水質汚濁に影響を与えるおそれのある工事は実施しないため、現状調査を行う環境要素として設定しない。

(3) 騒音

調査区域の騒音の現況を把握するために、宇和島市高串、三間町則、宇和町皆田において現地調査を実施した。測定結果を以下に示す。

騒音測定結果（中央値 L₅₀）

【測定場所、用途地域、騒音レベル L₅₀[dB(A)]（朝、昼、夕、夜）】

宇和島市高串、一、51, 53, 48, 42

三間町則、一、38, 43, 35, 28

宇和町皆田、一、41, 50, 43, 32

(4) 振動

調査区域の振動の現況を把握するために、宇和島市高串、三間町則、宇和町皆田において現地調査を実施した。測定結果を以下に示す。

【測定場所、用途地域、測定値 L₁₀ (dB)（昼間、夜間）】

宇和島市高串、一、<30、<30

三間町則、一、<30、<30

宇和町皆田、一、<30、<30

注) 測定期間は、平成8年2月27日~28日である。

また、調査区域の地盤の状況を把握するために、既存のボーリング調査結果を収集した。各地点のボーリングデータから計画路線周辺における平均N値を推計し、求めた地盤卓越振動数の推定値は宇和島市で29Hz、三間町で27Hz、宇和町で22Hzとなる。地盤卓越振動数はすべて15Hzを超えており、道路交通振動から見た場合、計画路線周辺は軟弱地盤ではないものと考えられる。

(5) 地盤沈下

軟弱地盤地帯において、地価水脈を遮断するおそれがある工事は実施しないため、現状調査を行う環境要素として設定しない。

(6) 地形・地質

自然環境保全法、自然公園法、都市緑地保全法等の自然環境の保全を目的とする法令により指定された地域及び既存資料の収集等により学術上等の観点から重要と認められる地域(「文化財保護法」による地形・地質にかかる名勝・天然記念物及び「第1回自然環境保全調査」によるすぐれたまたは特異な地形・地質)は通過しないため、現状調査を行う環境要素として設定しない。

(7) 植物

計画路線周辺における既存文献及び現地調査の結果、学術的価値の高い植物として以下に示すものが確認されている。なお、これらは全て現地調査による確認である。

【種名、選定基準】

デンジソウ、	「我が国における保護上重要な植物種の現状」による危急種
エビネ、	「我が国における保護上重要な植物種の現状」による危急種
ヒメウラジロ、	「第1回自然環境保全調査」による四国地方の貴重植物
ナカミシラン、	「第1回自然環境保全調査」による四国地方の貴重植物
オオバノハチジョウシダ、	「第1回自然環境保全調査」による四国地方の貴重植物
イヨクジャク、	「第1回自然環境保全調査」による四国地方の貴重植物
チャボホトトギス、	「第1回自然環境保全調査」による四国地方の貴重植物

(8) 動物

計画路線周辺における既存文献及び現地調査の結果、学術的価値の高い動物として以下に示すものが確認されている。

【項目、種名、選定基準】

鳥類、チュウサギ、	「日本の絶滅のおそれのある野生動物」による希少種
ハイタカ、	「日本の絶滅のおそれのある野生動物」による希少種
カワセミ、	「第1回自然環境保全調査」による主要野生動物
両生類、タゴガエル、	「第1回自然環境保全調査」による主要野生動物
昆虫類、オオムラサキ*、	「日本の絶滅のおそれのある野生動物」による希少種
	「第1回自然環境保全調査」による主要野生動物
ハグロトンボ、	「第2回自然環境保全基礎調査」による指標昆虫類
ハルゼミ、	「第2回自然環境保全基礎調査」による指標昆虫類
ヒサマツナガゴミムシ、	「第2回自然環境保全基礎調査」による特定昆虫類
ゲンジボタル、	「第1回自然環境保全調査」による主要野生動物
	「第2回自然環境保全基礎調査」による指標昆虫類
ヘイケボタル、	「第1回自然環境保全調査」による主要野生動物

注) 種名の印は、無印が現地調査のみで確認された種、*印が文献調査及び現地調査で確認された種を示す。

(9) 景観

計画路線は、「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁：平成元年)による自然景観資源として示されている法華津カルスト及び下宇和河成段丘を通過する。現地調査の結果、法華津カルストについては

宇和島カントリー倶楽部（駐車場）、下宇和河成段丘については宇和町皆田下組の集落を主要眺望地点として選定する。主要眺望地点付近の計画路線の道路構造は、切土、盛土、高架構造となっている。

2 影響の内容及び程度

予測の基本となる予測対象時期は平成 22 年とし、予測に用いる予測対象地域及び計画日交通量を以下に示す。[単位：台/日]

【No、区間、予測対象地域、計画日交通量（小型車類、大型車類）、合計】

- 1、宇和島道路～三間 IC、宇和島市高串、14,000、2,700、16,700
- 2、三間 IC～宇和 IC、三間町則、15,200、3,100、18,300
- 3、三間 IC～宇和 IC、宇和町皆田、15,200、3,100、18,300

(1) 大気汚染

3 箇所の予測対象地域における大気汚染の予測結果を次表に示す。[単位；ppm]

【No、区間、予測対象地域、自動車交通による発生濃度（二酸化窒素、一酸化炭素）】

- 1、宇和島道路～三間 IC、宇和島市高串、0.0001、0.0002
- 2、三間 IC～宇和 IC、三間町則、0.0014、0.0067
- 3、三間 IC～宇和 IC、宇和町皆田、0.0014、0.0063

(2) 騒音

3 箇所の予測対象地域における騒音の予測結果を次表に示す。[単位；dB(A)]

【No、区間、予測対象地域、時間区分、予測値】

- 1、宇和島道路～三間 IC、宇和島市高串、朝、45、昼、46、夕、42、夜、34
- 2、三間 IC～宇和 IC、三間町則、朝、50、昼、51、夕、46、夜、39
- 3、三間 IC～宇和 IC、宇和町皆田、朝、50、昼、51、夕、46、夜、39

注) 表中の予測値は、道路端（官民境界）における地上 1.2m での値である。

(3) 植物

植物の予測は、事業の実施による学術上重要な植物及びその生育環境の消滅の有無または変更の程度について定性的に行うものとする。

(4) 動物

動物の予測は、事業の実施による学術上重要な動物及びその生育環境の消滅の有無または変更の程度について定性的に行うものとする。

(5) 景観

景観の予測は、法華津カルスト及び下宇和河成段丘と計画路線が視認できる主要眺望地点からのモニター写真を作成し、眺望に与える影響を予測する。

3 影響の評価

(1) 大気汚染

3 箇所の予測対象地域における大気汚染の評価結果を以下に示す。

・二酸化窒素 (NO₂)、[単位；ppm]

【No、区間、予測対象地域、環境保全目標値、自動車交通による発生濃度、バックグラウンド濃度、合計値（年平均値、年間 98%値）、評価】

- 1 宇和島道路～三間 IC、宇和島市高串、0.04～0.06 又はそれ以下、0.0001、0.007、0.0071、0.0017、すべて環境保全目標値を満足している。
- 2 三間 IC～宇和 IC、三間町則、0.04～0.06 又はそれ以下、0.0014、0.003、0.0044、0.013、

すべて環境保全目標値を満足している。

- 3 三間 IC～宇和 IC、宇和町皆田、0.04～0.06 又はそれ以下、0.0014、0.007、0.0084、0.019、すべて環境保全目標値を満足している。

注) 表中の予測値は、道路端（官民境界）における地上 1.5m での値である。

・一酸化炭素 (CO)、[単位 ; ppm]

【No、区間、予測対象地域、環境保全目標値、自動車交通による発生濃度、バックグラウンド濃度、合計値（年平均値、年間 98% 値）、評価】

- 1 宇和島道路～三間 IC、宇和島市高串、10 以下、0.0002、0.3、0.3002、0.99、すべて環境保全目標値を満足している。
- 2 三間 IC～宇和 IC、三間町則、10 以下、0.0067、0.3、0.3067、1.00、すべて環境保全目標値を満足している。
- 3 三間 IC～宇和 IC、宇和町皆田、10 以下、0.0063、0.4、0.4063、1.15、すべて環境保全目標値を満足している。

注) 表中の予測値は、道路端（官民境界）における地上 1.5m での値である。

(2) 騒音

3 箇所の予測対象地域における騒音の評価結果を以下に示す。

騒音の評価結果（単位 ; ホン）

【No、区間、予測対象地域、地域類型、時間区分、環境保全目標値、予測値、評価】

- 1 宇和島道路～三間 IC、宇和島市高串、A、朝、55、45、昼、60、46、夕、55、42、夜、50、34、環境保全目標値を満足する
- 2 三間 IC～宇和 IC、三間町則、A、朝、55、50、昼、60、51、夕、55、46、夜、50、39、環境保全目標値を満足する
- 3 三間 IC～宇和 IC、宇和町皆田、A、朝、55、50、昼、60、51、夕、55、46、夜、50、39、環境保全目標値を満足する

注) 表中の予測値は、道路端（官民境界）における地上 1.2m での値である。

宇和島市高串においては、騒音規制法の第 2 種区域が指定されているため A 類型とし、その他の地域においては、騒音規制法による区域の指定はなされていないが、住居の集合状況や土地利用動向等を勘案し、A 類型をあてはめるものとする。

(3) 植物

学術上重要な植物の評価結果。

(4) 動物

学術上重要な植物の評価結果。

(5) 景観

法華津カルストの主要眺望地点である宇和島カントリー倶楽部駐車場、下宇和河成段丘の主要眺望地点である宇和町皆田下組の集落からの景観について

4 対策の検討結果

(1) 環境保全対策

大気汚染、騒音、植物、動物及び景観について、予測評価を行った結果、全て環境保全目標を満足しており、環境保全対策を必要としていない。なお、今後、新たな予測し得なかった著しい悪影響の発生が見られた場合は、環境に及ぼす影響について、必要な調査を実施し、適切な措置を講ずる。

(2) その他必要な環境保全対策

1) 工事中の環境保全対策

工事の実施に際しては、関係法令等を遵守し環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするよう努める。騒音、振動については騒音規制法及び振動規制法に基づく規制規準を遵守して工事を行う。また、施工場所によって土砂の掘削及び運搬等による塵埃が発生する恐れがあるところでは、工所用道路の位置選定、散水等により影響が少なくなるように努める。水質汚濁については、現地の状況を鑑み必要に応じて適切な措置を講じる。

なお、工事の実施に際しては、本地域の動植物等の自然環境の実態を踏まえ、その生息・生育環境の保全に努めると共に、新たな貴重な種や重要な種が確認された場合、現地調査を実施し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、野生動物については習性に配慮し、保護のために必要に応じて適切な措置を講ずる。

2) その他

当事業は、環境に及ぼす影響を予測評価し、適切な対策を講ずることとしているが、工事中及び供用後予測し得なかった悪影響の発生がみられた場合は、環境に及ぼす影響について、必要な調査を実施し、適切な措置を講ずる。

第 697 号議案 宇和都市計画道路の変更（宇和町決定）

都市計画道路中 1,小,1 号下松葉鬼窪線を 7,6,1 号下松葉鬼窪線に、1,小,6 号鬼窪道木線を 7,6,2 号鬼窪線に名称を改め、7,6,1 号下松葉鬼窪線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

幹線道路、7,6,1、下松葉鬼窪線、宇和町大字下松葉小清水、宇和町大字卯之町 5 丁目、(卯之町)、約 2,720m、地表式、8~13m

幹線道路、7,6,2、鬼窪線、宇和町大字卯之町 4 丁目、宇和町大字卯之町 5 丁目、(卯之町)、約 290m、地表式、9m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

宇和町において都市計画道路は、昭和 31 年に決定されたものであり、その後自動車社会の発展に対応しているとは言い難い。また、四国横断自動車道の開設と、それに連携する自動車専用道路の整備が予定されていることもあり、広域交通体系のみならず、町の産業構造や土地利用にも大きな変化が生じると考えられる。この点から、それらを見据えた宇和町の道路網を再編成する必要があるとあり、本案のとおり変更しようとするものである。

第 698 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（知事決定）

都市計画道路に 1,4,2 号宇和島宇和線を次のように追加する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

自動車専用道路、1,4,2、宇和島宇和線、宇和島市高串字丁田、三間町曾根、(宇和島市光満字中畑)、約 5,400m

内訳、宇和島市高串字丁田、宇和島市高串字金山、約 440m、嵩上式、(9.25×2m

宇和島市高串字金山、宇和島市高串字家藤、約 590m、嵩上式、(9.25×2)～19.5m
宇和島市高串字コトノ川、宇和島市光満字日待田、約 550m、地下式、(8.50×2) m
宇和島市光満字ヒビノ木、宇和島市高串字河舞、約 380m、地下式、(8.50×2) m
約 3,440m、地表式、(8.5×2)～20.5m、高串字丁田地内で 1,4,1 保田高串線に
接続

なお、三間町曾根地内に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。終点方向入
口及び出口、起点方向入口及び出口

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

南予地域においては、近年の交通量の増加と広域交通需要に対応するため、規格の高い道路整備が要求さ
れている。このような状況のもと、四国横断点自動車道と連携する自動車専用道路（高規格道路）を検討し、
本案のとおり追加しようとするものである。また、南予レクリエーション都市計画道路 1,4,2 宇和島宇和線
が周辺環境に与える影響については、以下の通りであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

なお、周辺環境に与える影響については、1,4,1 宇和島宇和線と同じ。

第 699 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（知事決定）

都市計画道路中 1,4,1 号保田高串線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、
地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

自動車専用道路、1,4,1、保田高串線、宇和島市保田、宇和島市高串、(宇和島市藤江、明倫町)、約 6,240m、20m
内訳、宇和島市寄松、宇和島市寄松、約 360m、嵩上式、21m～34m
宇和島市宮下、宇和島市宮下、約 470m、地下式、20m
宇和島市坂下津、宇和島市住吉町、約 1,920m、嵩上式、20m～46m
宇和島市住吉町、宇和島市藤江、約 410m、地下式、20m
宇和島市藤江、宇和島市伊吹町、約 840m、地下式、20m
約 2,240m、地表式、20m～53m、立体交差 5 箇所

なお、宇和島市寄松地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。

(入口は終点方向、出口は起点方向、寄松地内で国道 56 号線に接続する)

宇和島市坂下津地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。

(入口は起点方向、出口は終点方向、坂下津地内で県道無月宇和島線に接続する)

宇和島市曙町地先水面に入口 2 箇所、出口 2 箇所を設ける。

(入口は起点方向と終点方向、出口は起点方向と終点方向、曙町地先水面で街路
錦町曙町線に接続する)

宇和島市朝日町 4 丁目地内に出口 1 箇所、住吉町 1 丁目地内に入口 1 箇所を設ける。

(入口は終点方向、出口は起点方向、朝日町 4 丁目及び住吉町 1 丁目地内で県道
吉田宇和島線に接続する)

宇和島市高串地内に入口 1 箇所、出口 1 箇所を設ける。

(入口は起点方向と終点方向、高串地内で国道 56 号線に接続する)

幹線街路、3,4,7、丸の内坂下津線、宇和島市丸の内 3 丁目、宇和島市坂下津、(宇和島市明倫町)、約
1,050m、地表式、18m、自動車専用道路と立体交差 2 箇所、幹線街路と平面交差 1 箇所

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

本路線は、昭和 59 年 4 月 24 日に計画決定され、国道のバイパス機能を持った自動車専用道路として、現在順次整備が図られているところである。今回、今後の整備計画を勘案し、不要地を廃止することにより区域を縮小変更し、周辺の土地の有効利用を図るものである。

第 700 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（宇和島市決定）

都市計画道路中 7,6,17 号坂下津 1 号線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

区画街路、7,6,17、坂下津 1 号線、宇和島市坂下津、宇和島市坂下津、約 90m、地表式、9m

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

本路線は、昭和 59 年 4 月 24 日に計画決定され、国道のバイパス機能を持った自動車専用道路の側道として、今後整備が図られているところである。今回、今後の整備計画を勘案し、自動車専用道路の一部の区間について、道路構造上の見直しにより区域を縮小するため、それに伴い側道である本路線の位置を変更するものである。

第 701 号議案 伊予三島都市計画広場の決定（伊予三島市決定）

都市計画広場を次のように決定する。

【名称（番号、広場名）、位置、面積、備考】

1、中央広場公園、伊予三島市中央 3 丁目字横井出、約 0.14 ha、広場、修景施設、休養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当計画区域は、伊予三島市の中心市街地であり、JR 伊予三島駅周辺の商店街・住宅地を含めた商業地で業務系事務所の多いオフィス街でもある。現在地域内には、公園施設は皆無であり、今回計画する広場を決定することにより商店街の買物客、オフィス街の憩いの場として、また、「フラワーフェスティバル」「みなと祭」「三日市」等各種イベント会場として利用を図り、都市景観の向上、都市環境の改善等に資することを目的として整備するものである。

第 702 号議案 南予レクリエーション都市計画ごみ焼却場の決定（城辺町決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

1 南宇和衛生事務組合環境衛生センター、南宇和郡城辺町大浜、約 27,400 m²、ごみ焼却施設 38 トン/日（19 トン/8 時間・炉× 2 炉）

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

南宇和衛生事務組合は、内海村、御荘町、城辺町及び一本松町の 3 町 1 村で構成しており、現在一本松町にあるごみ焼却場は昭和 53 年 4 月に設置し、稼働しているが、建設後 18 年を経過して老朽化が激しく

処理能力も低下している状況であり、多様化する生活環境に伴うごみ量の増加及びごみ質の変化もあり、現在の施設での対応は困難な状況となっている。また、粗大ごみ処理施設についても整備されていないため地域住民から 1 日も早くごみ処理の総合施設の建設が望まれている。このため、南宇和衛生事務組合でごみ焼却施設の設置場所を検討した結果、適地である城辺町大浜に設置することに決定し、今回、都市計画ごみ焼却場決定による広域施設として、周辺環境の整備、自然環境との調和等を加味した施設を整備し、一般廃棄物（ごみ）の適正な処理を推進すると共に、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を推進し、もって住民福祉の向上を図るため、本案のように決定する。

第 703 号議案 (株) 四国アサヒ産業廃棄物処理場の位置について

(建築基準法第 51 条但し書による許可)

【名称、位置、面積、用途、備考】

(株) 四国アサヒ、東予市、4,964.6m²、産業廃棄物処理施設、建築面積 1,491.1m²、申請人 (株) 四国アサヒ代表取締役、処理方法及び能力、焼却炉 1.5 トン/日、廃液焼却炉（高温熱分解装置）1.5 トン/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

(株) 四国アサヒで現在使われている焼却炉は、設置後 10 年以上経過し老朽化が進んでいるものがあり、本来の焼却炉としての処理機能が低下しているため、現在の焼却炉を廃止し、新しい焼却炉を設置する。また、海洋投棄を行っている廃液はロンドン条約により平成 8 年 1 月 1 日より海洋投棄禁止となったため、新たに廃液焼却炉（高温熱分解装置）を新設する。

会議録（質疑のみ）

第 696 号議案、第 697 号議案、第 698 号議案

事務局：宇和島宇和線は、仮称宇和島北インターで宇和島道路に、仮称宇和インターで四国横断点自動車道に接続する。今回の都市計画道路の中央部の三間町には都市計画区域が設定されていないことから、中央の三間インターを境に北側の部分を宇和町の都市計画区域名を取って「宇和都市計画道路の変更」として知事決定することとしている。また三間インターから南側の部分を宇和島市の都市計画の名称である南予レクリエーション都市計画を頭に着けて「南予レクリエーション都市計画道路の変更」を議案としている。

一ノ瀬下宇和線は現道を拡幅することで新たに計画する。国道 56 号接続点を起点とし野村町方面につながっている。田之筋線は、県道としては鳥坂宇和線であり、県の歴史博物館入口まで計画する。下松葉鬼窪線は幅員を 13m に拡幅するとともに、一ノ瀬下宇和線まで延長する。鬼窪線は一部（田之筋線から東の区間）を廃止する。

委員：環境影響評価については、法律が未整備と聞いているが、環境影響評価を実施する根拠は何か。法律によるのか、国の指導なのか。また、実施団体または機関は何か。

事務局：法律ではなく、昭和 59 年 8 月 28 日付の閣議決定に実施という通達によっている。都市計画決定でも 4 車線以上、10km 以上の国道等については都市計画決定時点においても環境影響評価を行

うことになっている。今回の調査方法及び機関については、予定事業主体の建設省と協議して専門コンサルタントに委託して資料を作成し、県の環境部局、環境庁との協議によって評価等の妥当性を審議してもらっている。

委員：実務を行った専門機関は何か。

事務局：建設省大洲工事事務所で委託した（株）長大というコンサルタントです。

第 699 号議案、第 700 号議案

事務局：保田高串線は昭和 59 年 4 月に計画決定された国道 56 号線のバイパス機能を持った自動車専用道路として現在整備が図られている。丸の内坂下津線及び坂下津 1 号線は保田高串線の側道として整備が図られており、高串から市役所付近まで暫定的に供用されている。今回の変更は板島橋付近である。昭和 59 年当時の計画では既設の板島橋を側道として有効利用するため、中心部に多少余裕を持った道路線形計画としていたが、平成 5 年に改定された道路構造令及び道路橋示法書によって設計荷重が変更され、耐久性の問題から掛け替えざるを得なくなったため、保田高串線の下り線が来村川下流側に余裕を削除する形で移動し、全体が北側に移動する形となり、南側部分を廃止する変更である。

第 104 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 9 年 1 月 21 日）

第 704 号議案 大洲都市計画用途地域の変更（大洲市決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築面積の敷地面積の最低限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種低層住居専用地域、 約 71ha、8/10 以下、5/10 以下、一、一、10m、17.9%

第 2 種中高層住居専用地域、約 20ha、20/10 以下、6/10 以下、一、一、一、5.0%

第 1 種住居地域、 約 136ha、20/10 以下、一、一、一、一、34.2%

近隣商業地域、 約 25ha、20/10 以下、一、一、一、一、6.3%

商業地域、 約 36ha、40/10 以下、一、一、一、一、9.0%

準工業地域、 約 80ha、20/10 以下、一、一、一、一、20.1%

工業地域、 約 30ha、20/10 以下、一、一、一、一、7.5%

合計、 約 398ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

大洲市は、平成 5 年に八幡浜・大洲地方拠点都市地域に指定され、基本計画を策定して平成 14 年を目標に整備を進めている。今回、基本計画における都市基盤整備計画や土地利用計画の熟度等を勘案し、早期に整備が必要となる区域について、計画的な土地利用を誘導するため用途地域を変更しようとするものである。また、一部既成市街地について、周辺用途地域との一体的な土地利用の規制・誘導を図るため、併せて用途地域を変更しようとするものである。

第 705 号議案 松山広域都市計画駐車場整備地区の変更（松山市決定）

都市計画駐車場整備地区を次のように変更する。

【面積、備考】

約 197ha、松山広域都市計画駐車場整備地区、松山城南部地区、約 151ha、道後温泉周辺地区、約 46ha

「位置及び区域は計画図表示の通り」

理由書

松山都市計画駐車場整備地区は、昭和 42 年に、松山城南部の面積約 93.9 ha を当初指定しているが、その指定から 30 年近くが経過し、交通環境も大きく変化してきており、市内中心部の駐車対策を確立する必要がある。そのため、松山城南部の現駐車場整備地区に、JR 松山駅周辺、ロープウェイ乗り場周辺等を追加し、松山市南部地区として約 151ha に拡大するとともに、新たに道後温泉周辺地区約 46ha を追加し、全体として松山都市計画駐車場整備地区の面積を約 197ha に拡大変更し、総合的・計画的な駐車場施設整備を図ろうとするものである。

第 706 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,4,17 号中堀樋口前線ほか 1 路線を、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,17、中堀樋口前線、今治市内堀 2 丁目、今治市中堀 4 丁目、（今治市内堀 3 丁目）、約

1,070m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、3,4,18、波止浜中道線、今治市内堀 2 丁目、越智郡波方町波方字郷、(今治市地堀 4 丁目)、
約 1,280m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,4,17 号中堀樋口前線、3,4,18 号波止浜中道線

本路線は、今治市波止浜地区・乃万地区及び越智郡波方町・大西町相互の交通の円滑化を図るため、昭和 53 年 8 月、都市計画の決定している路線であるが、近年の交通量の増大並びに円滑な交差点処理を図るため、交差点における道路の区域を一部拡大しようとするものである。

第 707 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 8,4,2 号市制 50 年記念公園を 8,5,2 号市制 50 年記念公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

特殊公園、8,5,2、市制 50 年記念公園、今治市山路字下平及び字木ノ谷並びに小泉 1 丁目、約 10.2ha、
修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、園路、広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

市制 50 年記念公園は、浄水場に隣接した下平池周辺の丘陵地に位置し、昭和 51 年に植物公園として計画決定され、昭和 56 年には、池からの景観を充実させるため拡張変更されている。開園区域は、中心市街地に近接する唯一の植物公園であり、「市民の森」として、市民に親しまれているが、西瀬戸自動車道の南インターチェンジ整備など周辺土地利用状況の変動のため、このたび公園区域の一部を見直し拡大しようとするものである。

会議録（質疑のみ）

第 706 号議案

事務局：中堀樋口前線の起点である国道 317 号線との接続点、終点である波止浜五番浜線との差箇所、波止浜中道線の起点、以上 3 箇所の交差点部について、交差点部を 1m 拡幅して、右折車線を設けるとともに隅切の措置を行うために区域を拡大する。

第 105 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 9 年 3 月 17 日）

第 708 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松前町決定）

松山広域都市計画松前公共下水道「2 排水区域」、「3 下水管渠」中、松前 1 号幹線、松前 3 号幹線、松前浄化センター放流渠及び吐口「5 処理施設」中、松前浄化センターを次のように変更し、同公共下水道「3 下水管渠」中、松前 2 号幹線、松前 4 号幹線、松前 5 号幹線、松前圧送幹線、長尾谷川右岸 1 号幹線及び吐口、長尾谷川右岸 2 号幹線、長尾谷川右岸 3 号幹線、長尾谷川右岸 4 号幹線、長尾谷川左岸 1 号幹線、長尾谷川左岸 1-1 号幹線、長尾谷川左岸 1-2 号幹線、江川雨水ポンプ場放流渠及び吐口及び「4 ポンプ施設」中、松前汚水中継ポンプ場を廃止する。

1 下水道の名称：松前公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

松前公共下水道、約 207ha、(汚水)、松前処理区域、約 207ha (雨水)、長尾谷川右岸排水区、約 104ha、長尾谷川左岸排水区、約 103ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

松前 1 号幹線、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、伊予郡松前町大字北黒田字美居、0.50m～0.90m、約 4,220m、松前処理区（分流式）

松前 3 号幹線、伊予郡松前町大字浜字今新開、伊予郡松前町大字筒井字五反地、0.40m～0.50m、約 730m、松前処理区（分流式）

松前浄化センター放流渠及び吐口、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、0.90m、約 460m、松前処理区（分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

江川雨水ポンプ場、伊予郡松前町大字浜字西州美吉、約 2,200m²、雨水、630m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

松前浄化センター、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、約 35,000m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本町の公共下水道は、昭和 62 年に都市計画決定を行い、昭和 63 年から事業推進を図ってきた。今回、市街化区域の拡大に伴い、排水区域を追加変更するとともに、終末処理場については、本町の長期的、総合的なまちづくりを勘案して再検討を行った結果、工業地域の利用計画との整合や、下水処理の効率化（下水の自然流下が可能な位置への変更）等を図るため、位置の変更を行うものである。また、同時に都市計画に関する手続きの改定により管渠を廃止（表示の削除）するものである。

第 709 号議案 松山広域都市計画汚物処理場の変更（松前町決定）

都市計画汚物処理場に 2 号塩美園を次のように追加する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

2、塩美園、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、約 9,500m²、処理能力 73kl/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

伊予市、松前町の汚物処理は、伊予市松前町共立衛生組合により、伊予郡松前町大字筒井に所在する塩美浄化園において能力 80kl/日の処理を行っているが、当該施設は老朽化が著しく、処理方式の旧式化もあり、窒素、リンをはじめとする環境基準の達成及び生活環境の保全が困難となっている。将来の展望に立って本組合におけるし尿処理と松前町の下水道計画を勘案した結果、計画予定である松前町公共下水処理場の隣接地に本案のように都市計画の変更を図るものである。

第 710 号議案 大洲都市計画汚物処理場の変更（大洲市決定）

大洲都市計画汚物処理場中 1 号大洲・喜多衛生事務組合「清流園」を次のように変更する。

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、備考】

1 大洲・喜多衛生事務組合「清流園」、大洲市米津、約 16,100m²、処理能力、し尿処理場、100kl/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

汚物処理場「清流園」は、昭和 48 年に当初計画決定を行い、既に 20 年を経過しており、平成 4 年に実施した精密機能検査においては、一部の機器にそれぞれ経年的な損傷が見受けられるため、施設の再整備を行う時期であるとの調査結果が得られた。また、この種のプラントの耐用年数は、15 年～20 年とされているため、早急な施設の整備が必要である。計画されている施設は、現施設を稼働させながら処理棟の新設を行うため、現施設用地では対応できず、用地を追加する必要がある。したがって、地域の環境を考慮し施設用地の変更を行うものである。

第 711 号議案 東予広域都市計画ごみ焼却場の変更（小松町決定）

都市計画中 1 号東予衛生事務組合ごみ焼却場を 1 号道前福祉衛生事務組合道前クリーンセンターに名称を改め、次のように変更する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

1 道前福祉衛生事務組合道前クリーンセンター、周桑郡小松町大字大頭字松縄、約 16,400m²、処理能力 200t/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由書

小松町のごみ焼却場は、昭和 48 年に建設し補修を重ねながら供用してきたが、老朽化が著しく処理能力も限界に達し、平成 3 年に更新を行った。その後、平成 7 年に容器包装リサイクル法が公布され、それに伴う土地の有効利用を図るため敷地を整形化すると共に、次期施設更新のため区域を拡大する変更をしようとするものである。また、名称については、東予衛生事務組合を解散し道前福祉衛生事務組合を設置しているため、実情とそぐわないものとなっており、名称も合わせて変更しようとするものである。

会議録（質疑なし）